



## 市民相談室の専門相談

相談	内容	相談日・時間	相談場所
法律相談	金銭、借家、借地、相続、離婚などの相談に <b>弁護士</b> が応じます	第1・3木曜日、午前9時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	市役所 市民相談室
		偶数月の第2木曜日、午前9時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	土崎支所 ※予約は市民相談室
		奇数月の第2木曜日、午前9時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	新屋支所 ※予約は市民相談室
		偶数月の第1木曜日、午後1時30分～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	秋田テルサ ※予約は市民相談室
司法書士相談	登記、相続、借金、離婚、成年後見制度などについて <b>司法書士</b> が相談に応じます	第2火曜日、午後2時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	市役所 市民相談室
税務相談	贈与税、相続税、所得税など税務全般について <b>税理士</b> が相談に応じます	第3火曜日、午後1時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	
遺言・相続相談	遺言、相続、離婚などについて <b>公証人</b> が相談に応じます	第3火曜日、午前9時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	
人権・困りごと相談	いじめ・虐待、プライバシー、差別問題などについて <b>人権擁護委員</b> が相談に応じます	第2木曜日、午後1時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	
各種年金 社会保険等相談	各種年金、雇用保険、労働災害などについて <b>社会保険労務士</b> が相談に応じます	第2金曜日、午後1時～ (事前に電話などで <b>予約受付</b> )	
行政書士相談	いろいろな許認可申請や手続きについて <b>行政書士</b> が相談に応じます。外国人の入管業務などの相談にも応じます	第1金曜日、午後1時～ (予約不要・当日受付)	
行政相談	国の行政活動全般の苦情や要望などについて <b>行政相談委員</b> が相談に応じます	第2水曜日、午後1時～ (予約不要・当日受付)	

※相談日程や予約受付の開始などは、毎月第3金曜日発行の「広報あきた」でお知らせします。

# 市民相談室の「専門相談」 お悩み別に、専門家がアドバイス!



身の回りで困ったことはありませんか? 「どこに相談すればいいかわからない」なんて経験ありませんか? そんなときは「市民相談室」をご利用ください。

「市民相談室」は、市民のみなさんの相談窓口です。平成十八年度の一年間で市民相談室に寄せられた民事関係の相談は、千三百二十三件。その内容は、夫婦や親子関係の問題、暮らしの悩み、金銭

貸借のトラブル、相続に関すること、害虫駆除の相談、借家のトラブル、隣の家との境界に関することなど、さまざまです。

市民相談室では、自分だけで解決できないかたのために、上表のような「専門相談」を定期的に関催しています。法律の相談には「弁護士」、税の相談には「税理士」といったように、悩みや問題の内容に応じた専門家が相談役となり、みなさんに助言します。豊富な知識と経験をもつ、それぞれの道の「エキスパート」ですので、安心してご相談ください。

専門家の処方箋が、きつとあなたの心のモヤモヤに効くことでしょう。



### こちらをご利用を

**子ども未来センター (887)5339**

育児、夫婦関係、DV(ドメスティックバイオレンス)、児童虐待などの相談(月～土曜日、9:00～18:00)

**消費者センター (866)2016**

訪問販売、電話勧誘、賃貸借契約、多重債務など消費者からの相談(月～金曜日、8:30～17:15)

## ”解決のための” ”道しるべ”を示します

司法書士というと、土地や建物など不動産の所有に関わる「登記」の専門家というイメージを持つ方が多いのではないのでしょうか？  
でも実は、応じる相談内容の範囲は意外と広いんです。  
例えば、隣との土地の境界線のトラブルや、死んだ人が残した財産をどうするかといった相続の問題ですね。最近では、認知症の高齢者や障害者などの権利を



「司法書士相談」の相談役

**司法書士** 鈴木敏夫さん(左)  
梅崎昌弘さん

守る「成年後見制度」の相談や、多重債務の相談も増えています。相談を受けたときは、法律に照らし合わせて、解決に向けた方法をいくつかお教えします。「その場で解決！」というわけにはいかなくても、”道しるべ”を示すことができればと思っています。  
みなさんが普段真剣に思い悩んでいることが、実際は単純な誤解の場合もあります。ささいなことでも、心配なことがあれば私たちにおたずねください。

## お気軽にご相談ください。 私たちが相談に応じます

問い合わせ

市民相談室

(866)2039

## 遺言は”人生の決算書” 自分の意志で決断を

「公証人」として、普段は契約・遺言などに関する「公正証書」の作成などの仕事をしています。

相談は、「どんなときに遺言を書けばいいのか」「遺言書の書き方は？」「相続のことで家族や兄弟でもめているがどうすればいいか」といったものが多いですね。自分で書いた遺言書は、内容が不十分だと法的な効力を持たない場合もあります。また、これまで

相談に応じてきて、遺言書があればトラブルが起きずに済んだのに…と残念に思ったことがたくさんあります。

遺言書は”人生の決算書”。財産は、自分が長い間培ってきたものであり、いわば人生を凝縮したものです。財産を誰に、どう残すかということは、やはり自分で決めるべきだと思います。

相談のときは、できるだけ法律用語を使わず、「直系血族」は「おじいさん」「お孫さん」といったように、わかりやすい説明を心掛けています。安心してご相談ください。

「遺言・相続」の相談役

**公証人** 和田鎮男さん

